

暮らしのささえあい・どうし



—ご利用の手引き—

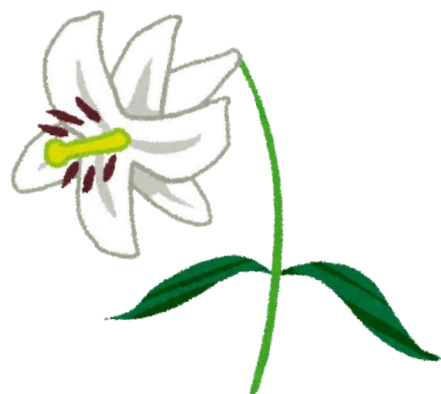
社会福祉法人 道志村社会福祉協議会

「暮らしのささえあい・どうし」って何？

自分たちの住む道志村を 自分たちの手で
住み続けられる村にしたい！

こうした住民の思いを形にするために、「道志村民生委員・児童委員」「道志あすなろ会」「世代を超えた安心のむらづくり」「道楽会」からの住民代表、社協、にっこりコール、行政が協議を重ねながら新しい支援体制として生まれたのが、この有償たすけあいサービス「暮らしのささえあい・どうし」です。

サービスを利用する人も協力する人も同じ道志村に住む住民同士。“みんなで互いに助け合って暮らしをささえあおう”という趣旨です。またそうした活動をしていくことで、ふだんは気づきにくい、あるいは薄れてしまったかのように見える地域の力を掘り起こし、高齢になったり障害を持っても住み続けることのできる道志村をつくり、参加している人々の生きがいやハリのある生活を拓いていくことを目的としています。



ご利用について

協力会員

下記の①②ともに当てはまる方が、利用会員からの困りごとのお手伝いをします。

- ① 地域福祉活動に関心を持ち、事業の趣旨に賛同し熱意をもって活動に協力できる方で、道志村社会福祉協議会に登録した方
- ② 協力会員の養成講座を受けた方

利用会員

道志村に住民票がある方で、

- ① おおむね65歳以上の高齢者またはその家族
- ② その他必要と判断される方

依頼できる内容

ここに挙げる内容の他にもお気軽にご相談下さい。

- ① 食事の準備
- ② 衣類の洗濯・補修
- ③ 日常的な住居等の清掃、整理整頓、障子張り替え
- ④ 生活必需品の買物の代行（村内の店からの購入に限ります）
- ⑤ 大掃除、粗大ゴミの片付け、ゴミだし
- ⑥ 庭の草取り、庭木の剪定（簡単なもの）
- ⑦ 雪かき
- ⑧ その他、会長が必要と認める在宅福祉に必要なサービス

依頼の受付と調整

① 利用ご希望の際は道志村社会福祉協議会にご連絡下さい。

電 話 0554-52-2072

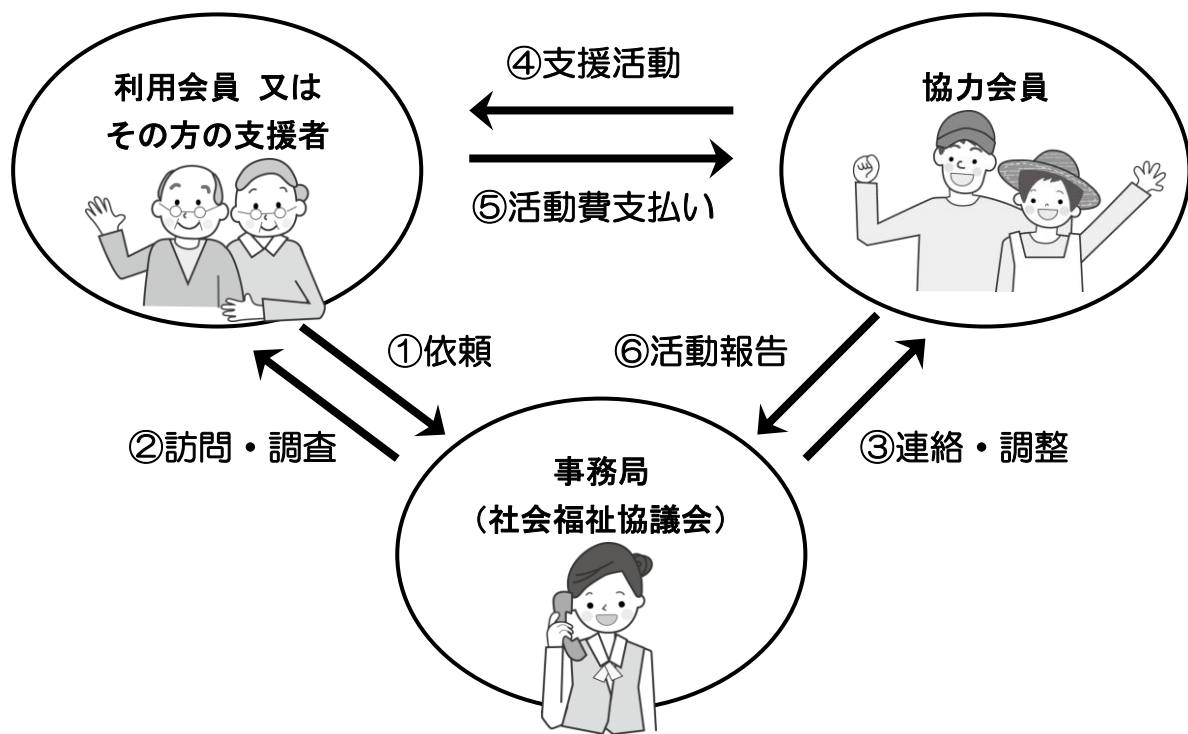
FAX 0554-52-2089

② 職員が電話又は訪問させていただき、ご依頼の内容確認、身体状況、世帯の状況等の調査をいたします。

③ 調査検討し、ご依頼の内容に適した協力会員をご紹介します。
(調査状況によってはお断りする場合があります)

④ ご自宅に協力会員が訪問し、依頼内容のお手伝いをします。

⑤ お手伝い終了後、定められた「支援活動費」をその場で協力会員にお支払い下さい。



受付時間

依頼の受付は、月～金曜の8：30～17：00です。
(祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

お手伝いに伺う時間

原則として、8：30～17：00までの間です。
（依頼内容により時間が変わる場合があります）

支援活動費

下記の基準で協力会員にお支払い下さい。

時間帯	金額（＊１）
午前8：30～午後5：00	300円／30分ごと
午前8：30以前／ 午後5：00以降	350円／30分ごと

（＊１）時間の計算は、協力会員が利用会員の自宅についてから活動終了までとします。

その他の費用

必要に応じて協力会員にお支払い下さい。

内 容	金 額	例
支援活動中に 必要な経費（＊２）	実費（＊３）	・買物代行時の購入費

（＊２）活動中に協力会員の自家用車を使用する場合（買物、ゴミだし等）の車にかかる経費はこれに含まず、支援活動費に含むものとします。

（＊３）協力会員と事前に内容をご相談の上、利用や購入をして下さい。

支払い方法

お手伝い終了後、利用会員がその場で協力会員に直接お支払い下さい。
協力会員は、支払いを受けた後、領収書を発行します。

交通費

活動1回につき、協力会員の自宅から利用会員の自宅（活動場所）まで移動する費用として支給します。（＊４）

（村で全額補助いたしますので、利用会員の負担はありません）

交通手段	適 要	金 額
自家用車	協力会員の自宅から 活動場所への距離が <u>10km未満</u>	100円
	協力会員の自宅から 活動場所への距離が <u>10km以上</u>	200円

（＊４）交通費は協力会員が活動場所に移動する費用として適用し、活動中の移動は含みません。

また、協力会員の自家用車に利用会員を同乗させることはできません。

その他

- ① 依頼を受ける中で知り得た利用会員の個人情報やプライバシーは、会員の調整や活動のみで使用し、他の目的での使用や他への流出はいたしません。（「暮らしのささえあい・どうし」以外のサービスや関係機関へ情報提供が必要な場合は、必ずご本人の同意に基づいておこないます。）
- ② 協力会員は活動中に知り得た利用会員の個人情報やプライバシーについて、他に漏らさないようにして下さい。
- ③ 依頼はご家族やご親族の理解を得てからおこなってください。
- ④ 事故やトラブルが生じた場合は、速やかに事務局にご連絡下さい。
- ⑤ 協力会員は、傷害保険・賠償保険に加入し、活動をしています。
- ⑥ その他わからないことやご意見がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

「暮らしのささえあい・どうし」事務局

社会福祉法人道志村社会福祉協議会

住 所：〒402-0218

南都留郡道志村 9334

電 話：0554-52-2072

FAX：0554-52-2089



この事業は、道志村からの委託を受けて実施しています。